

令和元年第2回定例会（6月議会）  
予算及び付託議案審査関係資料

令和元年6月10日  
総務部

【予算関係】

資料1 令和元年度6月補正予算に関する説明資料

（財政課）

【議案関係】

資料2 「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について  
（議案第135号）

（財政課）

資料3 「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について  
（議案第136号）

（税務課）

資料1 (予算関係)

令和元年6月10日  
財政課

令和元年度6月補正予算  
に関する説明資料

( 議案第132号 )

令和元年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	135,605	土木費負担金 81,955 ( 317,194 → 399,149 ) 農林水産業費負担金 44,587 ( 1,454,539 → 1,499,126 )	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	5,295,571	地方道路改築補助事業費 1,248,500 ( 151,250 → 1,399,750 ) 地方道路交付金事業費 1,153,146 ( 6,354,246 → 7,507,392 ) 地方街路交付金事業費 865,956 ( 807,651 → 1,673,607 ) 河川改修事業費 786,000 ( 2,532,000 → 3,318,000 )	
10 財 産 収 入			
11 寄 附 金	13,000	造林費 6,000 ( 0 → 6,000 ) 社会福祉総務費 5,000 ( 0 → 5,000 )	
12 繰 入 金	148,393	森林環境譲与税基金繰入金 90,000 ( 0 → 90,000 ) 地域医療介護総合確保基金繰入金 66,993 ( 1,456,327 → 1,523,320 )	地域活性化対策基金繰入金 △ 49,300 ( 760,000 → 710,700 )
13 繰 越 金	398,040	前年度繰越金 398,040 ( 1 → 398,041 )	
14 諸 収 入	91,286	全国豊かな海づくり大会推進事業負担金 49,300 ( 0 → 49,300 ) 木材産業振興臨時対策事業返納金 40,700 ( 0 → 40,700 )	
15 県 債	4,144,100	地方道路改築補助事業費 1,125,100 ( 124,200 → 1,249,300 ) 河川改修事業費 812,400 ( 2,673,000 → 3,485,400 ) 地方道路交付金事業費 642,600 ( 3,702,700 → 4,345,300 ) 国直轄河川事業負担金 488,300 ( 4,197,200 → 4,685,500 )	
合 計	10,225,995	574,089,000→584,314,995	

令和元年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	77,419	徴収取扱費 37,124 ( 2,206,274 → 2,243,398 ) 県・市町村協働の地域づくり推進事業 24,994 ( 990 → 25,984 )	
3 民 生 費	181,868	すこやか子育て支援事業 83,366 ( 838,836 → 922,202 ) 地域介護福祉施設等整備事業 65,811 ( 742,636 → 808,447 )	
4 衛 生 費	331,624	生活基盤施設耐震化等交付金事業 308,243 ( 480,225 → 788,468 )	
5 労 働 費			
6 農 林 水 産 業 費	1,124,636	農村地域防災減災事業 582,000 ( 3,450,778 → 4,032,778 ) 水産物供給基盤機能保全事業 120,000 ( 483,600 → 603,600 ) 林業成長産業化総合対策事業 95,364 ( 310,000 → 405,364 )	
7 商 工 費	209,394	産学官共同電動化システム研究開発事業 131,381 ( 0 → 131,381 ) ICTを活用した訪日外国人受入態勢整備事業 35,219 ( 24,131 → 59,350 )	
8 土 木 費	8,112,465	地方道路交付金事業 4,179,618 ( 10,541,243 → 14,720,861 ) 河川改修事業 1,572,000 ( 5,283,800 → 6,855,800 ) 地方街路交付金事業 1,324,080 ( 1,293,000 → 2,617,080 ) 国直轄河川事業負担金 542,536 ( 4,197,329 → 4,739,865 )	
9 警 察 費			
10 教 育 費	188,589	県立学校施設等安全対策事業 169,658 ( 0 → 169,658 )	
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	10,225,995	574,089,000→584,314,995	

令和元年度6月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳	
1 人 件 費	4,186	非常勤職員人件費等 4,186 ( 3,095,205 → 3,099,391 )		
2 物 件 費	138,328	徴収取扱費 37,124 ( 418,619 → 455,743 ) ICTを活用した訪日外国人受入態勢整備事業 35,219 ( 24,131 → 59,350 ) 県・市町村協働の地域づくり推進事業 24,544 ( 390 → 24,934 )		
3 扶 助 費	1,173	ひとり親家庭等援助費 1,173 ( 0 → 1,173 )		
3 その 他の 行政 経費	補 助 費 等 680,310	生活基盤施設耐震化等交付金事業 308,243 ( 462,592 → 770,835 ) 産学官共同電動化システム研究開発事業 130,570 ( 0 → 130,570 ) すこやか子育て支援事業 83,366 ( 838,836 → 922,202 )		
		積 立 金 135,700	森林環境譲与税基金積立金 90,000 ( 0 → 90,000 ) 森林整備及び木材産業振興臨時対策基金積立金 40,700 ( 0 → 40,700 )	
		投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金		
4 維 持 修 繕 費				
5 補 助 投 資 事 業 費	8,465,254	地方道路交付金事業 4,179,618 ( 10,541,243 → 14,720,861 ) 河川改修事業 1,572,000 ( 5,283,800 → 6,855,800 ) 地方街路交付金事業 1,324,080 ( 1,293,000 → 2,617,080 ) 農村地域防災減災事業 582,000 ( 3,412,631 → 3,994,631 )		
6 単 独 投 資 事 業 費	176,080	県立学校施設等安全対策事業 169,658 ( 0 → 169,658 )		
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費				
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費				
9 国 直 轄 事 業 負 担 金	624,964	国直轄河川事業負担金 542,536 ( 4,197,329 → 4,739,865 )		
10 公 債 費				
11 繰 出 金				
合 計	10,225,995	574,089,000→584,314,995		

「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」  
 について (議案第 135 号)

令和元年 6 月 10 日  
 財 政 課

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 (令和元年政令第 12 号) の施行により、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請等に係る手数料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

(1) 毒物及び劇物取締法関係手数料 (第 6 条関係)

毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る手数料の額を 1 件につき 20,700 円 (現行 20,600 円) に引き上げることとする。

(2) 消防法関係手数料 (第 8 条関係)

危険物取扱者試験の受験の出願に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとする。

(1 件につき)

区分	改正前	改正後
甲種危険物取扱者試験	6,500 円	6,600 円
乙種危険物取扱者試験	4,500 円	4,600 円
丙種危険物取扱者試験	3,600 円	3,700 円

(3) 電気工事士法関係手数料 (第 14 条関係)

電気工事士免状の交付の申請等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとする。

(1 件につき)

区分	改正前	改正後
電気工事士免状の交付の申請		
第一種電気工事士免状	5,900 円	6,000 円
第二種電気工事士免状	5,200 円	5,300 円
電気工事士免状の再交付の申請	2,600 円	2,700 円
電気工事士免状の書換えの申請	2,000 円	2,100 円

(4) 火薬類取締法関係手数料（第16条関係）

丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の出願に係る手数料の額を1件につき18,000円（現行17,000円）に引き上げることとする。

(5) 採石法関係手数料（第17条関係）

採石業務管理者試験の出願に係る手数料の額を1件につき8,100円（現行8,000円）に引き上げることとする。

(6) 高圧ガス保安法関係手数料（第18条関係）

製造保安責任者試験及び販売主任者試験の受験の出願に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとする。

※括弧内は、電子申請の場合（1件につき）

区分	改正前	改正後
製造保安責任者試験の受験の出願		
乙種化学責任者免状に係るもの	9,000円 (8,500円)	9,300円 (8,800円)
丙種化学責任者免状に係るもの	8,400円 (7,900円)	8,700円 (8,200円)
乙種機械責任者免状に係るもの	9,000円 (8,500円)	9,300円 (8,800円)
第二種冷凍機械責任者免状に係るもの	9,000円 (8,500円)	9,300円 (8,800円)
第三種冷凍機械責任者免状に係るもの	8,400円 (7,900円)	8,700円 (8,200円)
販売主任者試験の受験の出願		
第一種販売主任者免状に係るもの	7,600円 (7,100円)	7,900円 (7,400円)
第二種販売主任者免状に係るもの	6,000円 (5,500円)	6,200円 (5,700円)

(7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料（第19条関係）

液化石油ガス設備士試験の受験の出願に係る手数料の額を1件につき21,400円（現行20,700円）（電子申請の場合にあっては、1件につき20,900円（現行20,200円））に引き上げることとする。

(8) 職業能力開発促進法関係手数料（第20条関係）

技能検定試験のうち、実技試験の受検の出願に係る手数料の額を1件につき18,200円を超えない範囲内において職種別に知事が定める額（現行17,900円を超えない範囲内において職種別に知事が定める額）に引き上げることとする。

(9) 建築士法関係手数料（第24条関係）

二級建築士の免許の申請等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとする。

(1件につき)

区分	改正前	改正後
二級建築士又は木造建築士の免許の申請	19,200円	19,300円
二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願	17,700円	17,900円

3 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行することとする。



新	旧
<p>(毒物及び劇物取締法関係手数料)</p> <p>第六条 県は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十六条の七第一項第一号に規定する登録を除く。次号及び第三号において同じ。）の申請</p> <p>二・三 略</p> <p>(消防法関係手数料)</p> <p>第八条 県は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下この条において「法」という。）の危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の受験の出願</p> <p>イ 甲種危険物取扱者試験 六千六百円</p> <p>ロ 乙種危険物取扱者試験</p>	<p>(毒物及び劇物取締法関係手数料)</p> <p>第六条 県は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十六条の七第一項第一号に規定する登録を除く。次号及び第三号において同じ。）の申請</p> <p>二・三 略</p> <p>(消防法関係手数料)</p> <p>第八条 県は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下この条において「法」という。）の危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の受験の出願</p> <p>イ 甲種危険物取扱者試験 六千五百円</p> <p>ロ 乙種危険物取扱者試験</p>

ハ 丙種危険物取扱者試験  
四千六百元

五、十略  
2、4略

三千七百元

(電気工事士法関係手数料)

第十四条 県は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号。以下この条において「法」という。）及び電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第百六十号。以下この条において「令」という。）に基づき事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。  
一 法第四条第二項の規定に基づき 第一種電気工事士免状  
六千円  
二 電気工事士免状の交付の申請  
五千三百円  
三 第二種電気工事士免状  
二千七百元

二 令第四条第一項の規定に基づく電気工事士免状の再交付の申請  
二千七百元  
三 令第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換えの申請  
二千二百円

(火薬類取締法関係手数料)

第十六条 県は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下この条において「法」という。）及び火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第百二十三号。以下この条において「令」という。）に基づき事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一、十略

ハ 丙種危険物取扱者試験  
四千五百円

五、十略  
2、4略

三千六百元

(電気工事士法関係手数料)

第十四条 県は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号。以下この条において「法」という。）及び電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第百六十号。以下この条において「令」という。）に基づき事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。  
一 法第四条第二項の規定に基づき 第一種電気工事士免状  
五千九百元  
二 電気工事士免状の交付の申請  
五千二百円  
三 第二種電気工事士免状  
二千六百元

二 令第四条第一項の規定に基づく電気工事士免状の再交付の申請  
二千六百元  
三 令第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換えの申請  
二千円

(火薬類取締法関係手数料)

第十六条 県は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下この条において「法」という。）及び火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第百二十三号。以下この条において「令」という。）に基づき事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一、十略

十一 法第三十一条第三項の規定

一万八千円

に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の受験の出願

十二 略

2・3 略

(採石法関係手数料)

第十七条 県は、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づく業務管理者試験の出願をする者から、一件につき八千円の手数料を徴収する。

(高圧ガス保安法関係手数料)

第十八条 県は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この条において「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 略

十四 令第十八条第二項第一号のイ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出

十一 法第三十一条第三項の規定

一万七千円

に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の受験の出願

十二 略

2・3 略

(採石法関係手数料)

第十七条 県は、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づく業務管理者試験の出願をする者から、一件につき八千円の手数料を徴収する。

(高圧ガス保安法関係手数料)

第十八条 県は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この条において「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 略

十四 令第十八条第二項第一号のイ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出

十五 法第三十一条第二項の規定

- イ 第一種販売主任者免状に  
する場合(以下この条及び次条において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、八千八百円
- ロ 三種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千七百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八千二百円)
- ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八千八百円)
- ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千三百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八千八百円)
- ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千七百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八千二百円)

十五 法第三十一条第二項の規定

- イ 第一種販売主任者免状に  
する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、八千五百円
- ロ 三種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千四百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、七千九百円)
- ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八千五百円)
- ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八千五百円)
- ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千四百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、七千九百円)

に基づく販売主任者試験の受験  
の出願

係る販売主任者試験 七千  
九百円 (電子情報処理組織  
により受験願書を提出する  
場合にあつては、七千四百  
円)

ロ 第二種販売主任者免状に  
係る販売主任者試験 六千  
二百円 (電子情報処理組織  
により受験願書を提出する  
場合にあつては、五千七百  
円)

十六〜二十 略

2・3 略

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係  
手数料)

第十九条 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関  
する法律 (以下この条において「法」という。) に基づく事務に  
ついて次の各号に掲げる申請、請求又は出願をする者から、一件  
、一通又は一回につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴  
収する。

一〜十九 略

二十 法第三十八条の五第二項の 二万四千四百円 (電子情報処理  
規定に基づく液化石油ガス設備 組織により受験願書を提出す  
る場合にあつては、二万九百  
円)

2・3 略

(職業能力開発促進法関係手数料)

第二十条 県は、職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四

に基づく販売主任者試験の受験  
の出願

係る販売主任者試験 七千  
六百円 (電子情報処理組織  
により受験願書を提出する  
場合にあつては、七千四百  
円)

ロ 第二種販売主任者免状に  
係る販売主任者試験 六千  
二百円 (電子情報処理組織  
により受験願書を提出する  
場合にあつては、五千五百  
円)

十六〜二十 略

2・3 略

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係  
手数料)

第十九条 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関  
する法律 (以下この条において「法」という。) に基づく事務に  
ついて次の各号に掲げる申請、請求又は出願をする者から、一件  
、一通又は一回につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴  
収する。

一〜十九 略

二十 法第三十八条の五第二項の 二万七百元 (電子情報処理  
規定に基づく液化石油ガス設備 組織により受験願書を提出す  
る場合にあつては、二万二百  
円)

2・3 略

(職業能力開発促進法関係手数料)

第二十条 県は、職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四

号。以下この条において「法」という。）及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 三 略

四 令第二条第一号の規定に基づく  
イ 実技試験 一万八千二百  
ロ 技能検定試験の受検の出願  
円を超えない範囲内において職種別に知事が定める額

五 略

2 4 略

（建築士法関係手数料）

第二十四条 県は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 法第四条第二項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請 一万九千三百円

二 法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願 一万七千九百円

2 4 略

号。以下この条において「法」という。）及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 三 略

四 令第二条第一号の規定に基づく  
イ 実技試験 一万七千九百  
ロ 技能検定試験の受検の出願  
円を超えない範囲内において職種別に知事が定める額

五 略

2 4 略

（建築士法関係手数料）

第二十四条 県は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 法第四条第二項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請 一万九千二百円

二 法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願 一万七千七百円

2 4 略



## 「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について (議案第 136 号)

令和元年 6 月 10 日  
税 務 課

## 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律 (平成 31 年法律第 2 号) による地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の一部改正に伴い法人の事業税の税率の引下げ並びに自家用の乗用車に係る自動車税の種別割の税率の引下げ及び環境性能割の税率の臨時的な軽減を行う等の必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 法人事業税の一部を分離し特別法人事業税 (国税) とすることに伴い、法人事業税 (所得割・収入割) の税率を引き下げることとする。 (条例第 51 条関係)

法人事業税 (所得割・収入割) の税率

主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割)			特別法人事業税 (創設)
	現行※	復元後	改正後	
資本金 1 億円超の 普通法人	0.7%	⇒ 3.6%	⇒ 1%	税額の 260%
資本金 1 億円以下の 普通法人	6.7%	⇒ 9.6%	⇒ 7%	税額の 37%
収入金課税対象法人 (電気供給業等)	0.9%	⇒ 1.3%	⇒ 1%	税額の 30%

※地方法人特別税が課税されていることを受けて、税率が引き下げられている

## ① 特別法人事業税の創設

賦課徴収：県が法人事業税と併せて実施

適用時期：令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用

国への払込：税金の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

## ② 特別法人事業譲与税の創設

譲与額：特別法人事業税の税金 (全部) を都道府県に譲与

譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組みを創設 (当初算出額の 25% を保障し、残余の 75% を譲与しない (財源超過額を上限))

譲与開始時期：令和 2 年度



- (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで取得した自家用乗用車について、自動車税環境性能割の税率を臨時的に1%引き下げることとする。

(改正後の附則第18条の13関係)

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

- (3) 自家用乗用車、キャンピング車、乗用車に類する特殊用途自動車の自動車税種別割の税率を引き下げることとする。(条例第125条関係)

減税対象：令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車、  
キャンピング車、乗用車に類する特殊用途自動車

適用開始：令和元年10月1日

自家用乗用車に係る自動車税種別割引下げ幅

税率区分 (総排気量)	1,000cc 以下	1,000cc超 1,500cc以下	1,500cc超 2,000cc以下	2,000cc超 2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ前	29,500円	34,500円	39,500円	45,000円	51,000円～
引下げ後	25,000円	30,500円	36,000円	43,500円	50,000円～
差 額	4,500円	4,000円	3,500円	1,500円	1,000円

- (4) 環境性能に優れた新車新規登録を受けた自動車について、取得の翌年度課税される自動車税種別割の税率を軽減する特例の見直しを行うこととする。

(改正後の条例附則第19条関係)

区 分 (年度は取得年度)	軽減率		
	現 行 (自動車税)	令和元年度及び 令和2年度	令和3年度及び 令和4年度※
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・一定の環境性能を備える天然ガス自動車 ・プラグインハイブリッド車 ・一定の環境性能を備えるクリーンディーゼル車	75%軽減	75%軽減	75%軽減
令和2年度エネルギー消費効率基準+30%達成	75%軽減	75%軽減	軽減なし
令和2年度エネルギー消費効率基準+10%達成	50%軽減	50%軽減	軽減なし

※ 令和3年度及び令和4年度の特例は、バス及びトラック並びに営業用自動車を対象外とする。

- (5) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日等

- (1) 2(1)から(3)までは令和元年10月1日に、2(4)は令和3年4月1日に施行する。  
(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表  
秋田県税条例の一部改正(第二条による改正)

新

(法人の事業税の税率等)

第五十一条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(一)・(二) 略

(三) 次の表の上欄に掲げる金額の区分により 各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の〇・四
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の〇・七
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一

二 特別法人(法第七十二条の二十四の七第五項に規定する特別法人をいう。第三項第二号において同じ。) 次の表の上欄に掲げる金額の区分により 各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計

旧

(法人の事業税の税率等)

第五十一条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(一)・(二) 略

(三) 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一・九
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の二・七
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の三・六

二 特別法人(法第七十二条の二十四の七第五項に規定する特別法人をいう。第三項第二号において同じ。) 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計

額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の五・三
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の七

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、法第七十二条の四十八の規定により分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の七・三
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の九・六

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・三を乗じて得た金額とする。

3 二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、法第七十二条の四十八の規定により分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

る法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(一)・(二) 略

(三) 各事業年度の所得に百分の一 を乗じて得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の四・九を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七 を乗じて得た金額

4 略

(種別割の税率)

第二百二十五条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ 略

ロ 自家用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの及び電気自動車 年額 二万五千円

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万五百円

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千円

(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万三千五百円

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万円

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万七千円

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの

る法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(一)・(二) 略

(三) 各事業年度の所得に百分の三・六を乗じて得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の九・六を乗じて得た金額

4 略

(種別割の税率)

第二百二十五条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ 略

ロ 自家用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの及び電気自動車 年額 二万九千五百円

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円

(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万円

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの

- の年額 六万五千五百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの年額 七万五千五百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの年額 八万七千円
- (10) 総排気量が六リットルを超えるもの年額 十一万円
- 二〇四略
- 五 特種用途自動車

イ 略

ロ キャンピング車

- (1) 総排気量が一リットル以下のもの及び電気自動車 年額 二万円
- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの年額 二万四千四百円
- (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの年額 二万八千八百円
- (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの年額 三万四千八百円
- (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの年額 四万円
- (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの年額 四万五千六百円
- (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの年額 五万二千四百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの年額 六万四百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの年額 六万九千六百円
- (10) 総排気量が六リットルを超えるもの年額 八万八千円

- の年額 六万六千五百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの年額 七万六千五百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの年額 八万八千円
- (10) 総排気量が六リットルを超えるもの年額 十一万円
- 二〇四略
- 五 特種用途自動車

イ 略

ロ キャンピング車

- (1) 総排気量が一リットル以下のもの及び電気自動車 年額 二万三千六百円
- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの年額 二万七千六百円
- (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの年額 三万六千六百円
- (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの年額 三万六千円
- (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの年額 四万八千円
- (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの年額 四万六千四百円
- (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの年額 五万三千二百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの年額 六万二千二百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの年額 七万四百円
- (10) 総排気量が六リットルを超えるもの年額 八万八千八百円



百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。)並びに自家用の乗用車等(自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次条において同じ。)、キャンピング車及び乗用車に類する特種用途自動車(第二百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち自家用のものをいう。次条において同じ。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)、同項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び第二百二十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第五号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成二十年三月三十一日までに

初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略	略	略
---	---	---

百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。)並びに第二百二十五条第一項第三号イ(1)

に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第二百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日

までに最初の第百二十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車

その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日 までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略	略	略
第一項第一号ロ	略	略
三万四千五百円	二万九千五百円	三万三千九百円
三万九千六百円		

略	
略	
略	

第一項第五号口						略								
四万六千四百円	四万八百元	三万六千元	三万六千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	略	十一万千円	八万八千元	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千元	五万千円	四万五千元	三万九千五百円
五万三千三百円	四万六千九百元	四万四千四百円	三万六千三百円	三万七千七百円	二万七千七百円	略	十二万七千六百円	十万二千二百円	八万七千九百元	七万六千四百円	六万六千七百円	五万八千六百円	五万七千七百円	四万五千四百円



略	第一項第五号ハ(1)			
略	同号	第一号	類するもの	
略	同号イ	附則第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一号イ	類するもの(営業用のものに限り)	

2 略

3 次に掲げる自動車に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車等を除く。)が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車(平成三十一年四月一日(自家用の乗用車等にあ

2 略

略	第一項第五号ハ(1)				
略	第一号	八万八千八百円	七万四百円	六万二千二百円	五万三千二百円
略	附則第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一号	十万二千二百円	八万九百円	七万三百円	六万千円

つては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第二百二十五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定す

る平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が法第四百五十五条第五号に規定する基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、法第四百九十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円

第一項第一号口

九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千円
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千円
二万七千二百円	七千円
四万七百元	一万五百円
二万五千元	六千五百円
三万五百円	八千円
三万六千元	九千円
四万三千五百円	一万千円
五万円	一万二千五百円
五万七千元	一万四千五百円
六万五千五百円	一万六千五百円

第一項第二号イ			第一項第二号イ											
七万五千五百円	八万七千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千元	一万五千元	一万八千五百円	二万二千元	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百円	八千円	一万五千五百円	一万六千元
一万九千円	二万二千元	二万七千五百円	二千元	二千五百円	三千元	四千元	五千元	五千五百円	六千五百円	七千五百円	千二百円	二千元	三千元	四千元

第一項第三号イ(1)					第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)							
二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元	二万六百元	一万二千元	一万五千百元	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円
六千元	五千元	四千五百円	四千元	三千元	五千五百円	三千元	四千元	二千元	千六百元	一万五百円	九千元	七千五百円	六千五百円	五千五百円

第一項第三号口						第一項第三号イ(2)								
七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円
一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円

										第一項第五号イ		第一項第五号ロ		第一項第四号				
八万八千円	六万九千六百元	六万四百元	五万二千四百円	四万五千六百元	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	一万五千四百円	七千七百元	六千円	四千五百円	八万三千円	二万二千円	千五百円	千五百円	二万二千円
二万二千元	一万七千五百円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千円	四千円	二千円	千五百円	千五百円	二万二千円	二万二千円	千五百円	千五百円	二万二千円



第一項第五号ハ(1)	第一号	附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第一号
第一項第五号ハ(2)(i)	第二号 九千円 一万八千五百円 二万九千五百円 四万三千六百円 一万千五百円 二万五千五百円 四万五百円 五万九千四百円	附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第二号 二千五百円 五千円 七千五百円 一万千円 三千円 六千五百円 一万五百円 一万五千円
第一項第五号ハ(2)(ii)	第二号	附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第二号

4 次に掲げる自動車に対する第百二十五条第一項及び第二項の規

第二項第二号	第二項第一号	第二項	第一項第五号ハ(3)	第三号	附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第三号	第一項第五号ハ(4)	第四号	附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第四号				
									八千円	二千円	同項第二号又は第五号ハ(2)	附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される前項第二号又は第五号ハ(2)
									六千三百円	千六百元	三千七百円	
五千二百円	千三百円	四千七百円	千二百円	六千三百円	千六百元							
六千三百円	千六百元	四千七百円	千二百円	六千三百円	千六百元							
八千円	二千円	五千二百円	千三百円	五千二百円	千三百円							

定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車（令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第二百二十五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

第一項第一号イ	七千五百円	四千元
---------	-------	-----

第一項第一号口														
八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	二万五千元	三万五千元	三万六千元	四万三千五百円	五万円	五万七千元
四千五百円	五千円	七千円	八千円	九千円	一万五千元	一万二千元	一万四千元	二万五千元	一万二千五百円	一万五千五百円	一万八千元	二万二千元	二万五千元	二万八千五百円

第一項第二号ロ		第一項第二号イ												
一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円
六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円

第一項第三号イ(1)			第一項第二号ハ(2)			第一項第二号ハ(1)								
二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千百元	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元
一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千元	一万三千円	一万五百円	八千円

第一項第三号イ					第一項第三号イ(2)									
六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円
三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円

		第一項第四号		第一項第五号イ		第一項第五号ロ	
七万四千円	三万七千円	八万三千円	四万五千五百円	六千円	三千円	七千七百円	四千円
一万五千四百円	八千円	一万五千四百円	八千円	二万四千四百円	一万二千五百円	二万四千四百円	一万二千五百円
二万八千八百円	一万四千五百円	二万八千八百円	一万四千五百円	二万四千四百円	一万四千五百円	二万四千四百円	一万四千五百円
三万四千八百円	一万七千五百円	三万四千八百円	一万七千五百円	四万円	二万円	四万円	二万円
四万五千六百円	二万三千円	四万五千六百円	二万三千円	五万二千四百円	二万六千五百円	五万二千四百円	二万六千五百円
六万四百円	三万五百円	六万四百円	三万五百円	六万九千六百円	三万五千円	六万九千六百円	三万五千円



第一項第五号ハ(2)(ii)	第一項第五号ハ(2)(i)									第一項第五号ハ(1)		
	第二号	五万九千四百円	四万五百円	二万五千五百円	一万五千五百円	四万三千六百円	二万九千五百円	一万八千五百円	九千円		第一号	八万八千円
		三万円	二万五百円	一万三千円	六千円	二万二千円	一万五千円	九千五百円	四千五百円	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	四万四千円
		附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第二号										

第一項第五号ハ(3)		第三号		み替えて適用される第二号	
第一項第五号ハ(4)		第四号		附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第三号	
第二項		同項第二号又は第五号ハ(2)		附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される前項第二号又は第五号ハ(2)	
第二項第一号		三千七百円	千八百円		
		四千七百円	二千三百円		
		六千三百円	三千二百円		
第二項第二号		五千二百円	二千六百円		
		六千三百円	三千二百円		
		八千円	四千円		

5 前二項の規定の適用がある場合における第百二十五条第三項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

秋田県税条例の一部改正（第三条による改正）

新	旧
<p>附則</p> <p>（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第十九条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第三項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対する第百二十五条第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 前三項の規定の適用がある場合における第百二十五条第三項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。</p>	<p>附則</p> <p>（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第十九条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前二項の規定の適用がある場合における第百二十五条第三項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。</p>